

なっている。

疾病保険の将来の発展に対する目標は、次のとおりである。

1. 健康保護の分野では、健康は、疾病の早期発見に対する定期的な医学的検診によって保護されるべきである。
2. 医療は、医療の発達およびグループ診療の促進により、農村と都市の双方で保証されるべきである。
3. 被保険者の登録番号は、管理を簡素化するために採用されるべきで、しかも、できるだけ各個別的な番号とされるべきである。
4. 生活水準は、疾病保険の「動態的」な制度の採用によって保証されるべきである。
5. 所得と支出の平行した増大のもつ利益では、社会的に公正とされた方法によって疾病給付の財源調達を保証するために、幾つかの段階が用いられるべきである。
6. 疾病保険政策のもつ目的の1つは、公的疾病保険と私的な疾病保険 — すでに述べたある発展として考えられる — の間において、市場の長期的な分配を行なうことである。

Zie Der Weiterentwicklung der Sozialen Krankenversicherung, Die Ersatzkasse, No, 5, 1971, pp 205-208 ; No. 101, '71.

経済的観点による

医師報酬の改革

Heinz Allekotte AND Hans-Peter
(西ドイツ)

本稿には、医師に対する報酬を改革する提案について、検討が概述されている。

医師の報酬を改革する提案が行われている。それらの提案は医師と患者の反応に影響を与えるであろうが、結局、患者はよりすぐれた、しかも、より人間的な取扱いを受けるので、患者は利益を得るであろう。

過去の例は、医療の費用が保健政策上の理由から公開市場の役割によって決定できないし、また、同様な理由から、保険者の連合体による一方的な決定が、最も疑問のある方法のように見えることを示してきた。

現状における医師報酬の問題は、基本的には経済的な問題を含んでいる。すなわち、保健政策によって指示された給付の増大は、どのようにして費用の増加を招くことなしに達成できるのかということであり、それは主として費用にかんする現行制度を再編成することである。医師に対する報酬の現在の仕組みは、医療給付費が保健政策と経済のいずれかの観点から効果的な要素として作用するのを阻んでいる。

労働市場では、賃金ドリフトは、各部門別の市場における質的もしくは量的な性格、あるいはそれらの双方の不均衡を打消してしまうように、超過需要をコントロールする手段として作用するが、医療給付の市場における需要者は、

所定の規格を超えて何も得るものがない。

現在の医師は主として金を稼ぐのに関心をもっているが、しかし、給付を増やすことによってより大きな所得を得ることができないから、かれらは手段を他に変えなければならない。かれらは取扱う件数を増やし、また、できるだけかれらが保険の枠外の代金を請求できる私費診療の患者数を増やしている。

現行制度は医療給付を提供する医師の調達を決して増大しないが、他方では、その制度は公的医療保険制度の加入者が給付を無料と考えるので、かれらの自由意思で保険による手段をすべて使い果すのを、加入者に奨励している。

医師報酬を改正する提案は、第1段階として、各種の給付のもつ価値の間に、公正な関係をもたらす新しい報酬体系の制定を含んでいる。一般に、これは各医療行為に対して別な支払いをする一括払い、もしくは、定額払いで取替えることを意味している。これらの基本的な料金に加えて、医師は特殊な診療に対する補足を請求できるし、また、これらの補足は医療費に対する直接的な拠出として、患者によって支払われるであろう。この方法の目的は、患者により多くの費用のかかる意識をもたせ、医師の行う診療件数を多少減らし、さらに、この方法でよりすぐれたしかもより多くの完全な治療を、患者に保証できるということである。そのうえに、将来を案じられている私的な医療保険制度に、より広い領域を提供するであろう。

ここに概述された改革によって、医師と患者の関係は、新しい基盤を与えられる。すなわち、患者はより人間らしい治療を与えられるし、また、医師は少なくともより権威をもつ方法で同一の所得を取得するであろう。医師の活動は主に証明書や処方箋を書くことではなくて、不可欠な科学研究に従事する時間をもつことになるであろう。

Reform Der Arzthonorierung Aus Okonomischer
Perspektive, Sozialer Fortschritt, No. 12, 1970, pp. 269
-275; No. 107, '71.

労働災害と職業病に対する 保険の諸問題

Armando Gallo (イタリア)

本稿には、労働災害保険にかんする検討が論述されている。現行法を土台とするその検討は、雇用災害に対する保険の部門で解決されるべき諸問題を含んでおり、それらの諸問題は災害もしくは職業病から保護される人びとの範囲の拡大と、工業と農業のそれぞれの部門における保険適用のよりすぐれた調和である。

とくに災害保険を特徴づける2つの基本原則は、給付の自動的な性格と年金の自動的な再評価で構成されている。

これらの基本原則のうち1番目の原則は、災害保険で絶えず完全に実施されてきたが、2番目の原則は1963年1月の法律第15号で採用されたばかりである。この2番目の原則は、生計費指数がある特定の数値まで上昇した場合に、災害保険制度によりある特定の比率で、また、ある特定の期間支給された年金が、当初の購買力の維持を保証するために、再評価されることを意味しており、その再評価は時間の経過だけを条件としており、また、事実上の災害と無関係な要素の結果として行なわれる。上述した2つの基本原則にもかかわらず、また、その制度に最近統合的な条文が採用されたすべの改革にもかかわらず、社会的保護とされたこの進歩した形に汚点を残している重要な欠点を示すためには、